

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市営住宅等管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、市営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等管理事務
②事務の概要	＜評価対象事務全体の概要＞ 公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸している。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建築し、住宅困窮者に対して賃貸している。 ＜特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容＞ ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃決定・敷金決定 ③収入申告書の提出・各種所得情報の照会 ④毎年度ごとの使用料の決定と通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と明渡請求 ⑦その他(公営住宅への不正入居者を検出、世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用) ＜中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・利用特定個人情報提供主務省令第2条 表の53の項及び76の項に記載されている業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)
③システムの名称	川崎市営住宅管理システム、システム連携基盤、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の27の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、及び第12号)、及び52の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、及び第11号) ・番号法第9条第2項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の1の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
②所属長の役職名	市営住宅管理課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2948 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2948
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 上記対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ #NAME? <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・(省略) ・番号法第9条第2項の条例	・(省略) ・番号法第9条第2項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の1の項)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	(省略) ・番号法第19条第14号	(省略) ・番号法第19条第8号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の1の項)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	まちづくり局市街地開発部住宅管理課	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・まちづくり局市街地開発部住宅管理課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2949 ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2108	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2949 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	・まちづくり局市街地開発部住宅管理課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2949	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2949	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年6月30日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年6月30日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	「情報照会の根拠」 ・番号法第19条第7号 別表第2の31の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、及び第10号) (省略)	「情報照会の根拠」 ・番号法第19条第7号 別表第2の31の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	古谷 博之	植木 義行	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成28年7月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成28年7月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	植木 義行	市営住宅管理課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年7月31日時点	平成30年11月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年7月31日時点	平成30年11月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(新規項目)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務)	<評価対象事務全体の概要> 公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸している。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建築し、住宅困窮者に対して賃貸している。 <特定個人情報ファイルを使用する法的根拠> ・市外他市町村から特定個人情報ファイルの提供を受ける場合については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一の項番19及び35) ・市内市長部局の特定個人情報ファイルを利用する場合については、番号法第9条第2項の条例に規定する予定 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容> ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃決定・敷金決定 ③収入申告書の提出・各種所得情報の照会 ④毎年度ごとの使用料の決定と通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と明渡請求 ⑦その他(公営住宅への不正入居者を検出、世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用) <中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	<評価対象事務全体の概要> 公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸している。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建築し、住宅困窮者に対して賃貸している。 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容> ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃決定・敷金決定 ③収入申告書の提出・各種所得情報の照会 ④毎年度ごとの使用料の決定と通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と明渡請求 ⑦その他(公営住宅への不正入居者を検出、世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用) <中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 「情報照会の根拠」 ・番号法第19条第7号 別表第2の31の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、及び54の項(主務省令事項を定める命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、及び第10号) ・番号法第19条第8号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の1の項)	①実施の有無 実施しない ②法令上の根拠 —	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年11月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年11月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和元年11月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和元年11月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2949 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2108	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2948 ・総務企画局コンプライアンス・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先)	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2949	・まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2948	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(1. 対象 人数 いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 関連情報(1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)	<評価対象事務全体の概要> 公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸している。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建築し、住宅困窮者に対して賃貸している。 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容> ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃決定・敷金決定 ③収入申告書の提出・各種所得情報の照会 ④毎年度ごとの使用料の決定と通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と明渡請求 ⑦その他(公営住宅への不正入居者を検出、世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用) <中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	<評価対象事務全体の概要> 公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸している。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建築し、住宅困窮者に対して賃貸している。 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容> ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃決定・敷金決定 ③収入申告書の提出・各種所得情報の照会 ④毎年度ごとの使用料の決定と通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と明渡請求 ⑦その他(公営住宅への不正入居者を検出、世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用) <中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・利用特定個人情報提供主務省令第2条 表の53の項及び76の項に記載されている業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 関連情報(3. 個人番号の 利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の19の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、及び第12号)、及び35の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、及び第11号) ・番号法第9条第2項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の1の項)	・番号法第9条第1項 別表の27の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、及び第12号)、及び52の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、及び第11号) ・番号法第9条第2項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の1の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しいき値判断項目(1. 対象 人数 いつ時点の計数か)	令和5年9月1日時点	令和6年8月29日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しいき値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	令和5年9月1日時点	令和6年8月29日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しいき値判断項目(3. 重大 事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IV リスク対策(1. 提出する特 定個人情報保護評価書の種 類)	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IV リスク対策(8. 人手を介在 させる作業 人為的ミスが発 生するリスクへの対策は十分 か)	(新規項目)	十分である	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策(8. 人手を介在させる作業 判断の根拠)	(新規項目)	・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 上記対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策(9. 監査 実施の有無)	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 []内部監査 [○]外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更